に限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条第四項第四号中「別表第一(六)項ロ、(十)項イ、十六の二項及び十六の三項」を「別表第一(六)項イ(1)及び(2)並びにロ、(十)項イ、十六の二項並びに十六の三項」に改め、「(同表(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下同じ。)」を削る。

(特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部改正)

第二条　特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成二十年総務省令第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ及びロ中「別表第一(五)項イ」を「別表第一(五)項イ、(六)項イ(1)から(3)まで」に、「別表第一(六)項イ及び(六)項ハ」を「別表第一(六)項ハ」に改める。

附　則

(施行期日)

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第一条中消防法施行規則第十二条の二第一項第一号中「延べ面積」を「基準面積(令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計をいう。以下この項、第十三条第三項、第十三条の五第一項及び第十三条の六第一項において同じ。)」に改める改正規定、同項第二号及び同令第十三条第三項第九号の二中「延べ面積」を「基準面積」に改める改正規定、同令第十三条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同令第十三条の六及び第十四条の改正規定並びに附則第二条第一項及び第三条　平成二十七年三月一日

(経過措置)

第二条　前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する消防法施行令の一部を改正する政令(平成二十六年政令第三百三十三号)による改正後の消防法施行令(次項において「新令」という。)別表第一(六)項ロ、(十)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物(同表(十)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項ロ、(十)項イ及び十六の二項に掲げる防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び動力消防ポンプ設備に関する技術上の基準については、この省令による改正後の消防法施行規則(次項において「新規則」という。)第十二条の二第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に存する新令別表第一(六)項イ(1)及び(2)、(十)項イ、十六の二項並びに十六の三項に掲げる防火対象物(同表(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項イ(1)又は(2)に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限り、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。以下この項において同じ。)並びに現に新築、増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の同表(六)項イ(1)及び(2)、(十)項イ、十六の二項並びに十六の三項に掲げる防火対象物における消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準については、新規則第二十五条第一項、第三項及び第四項の規定にかかわらず、平成三十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

第三条　附則第一条第二号に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第四条　消防法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年総務省令第百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令別表第一(六)項ロ、(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物」の下に「(同表(十)項イ、十六の二項及び十六の三項に掲げる防火対象物にあっては、同表(六)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。以下この項において同じ。)」を加える。

告　示

○内閣府告示第二百六十八号

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第八条第七項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成二十六年九月三十日付けで同法第八条第一項に規定する区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　関西圏国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　関西圏　国家戦略特別区域

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　保険外併用療養に関する特例関連事業及び国家戦略特別区域高度医療提供事業

○内閣府告示第二百六十九号

国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第九条第二項で準用する同法第八条第七項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第二百六十五号をもって公示した同条第一項に規定する区域計画の変更を平成二十六年九月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

一　区域計画の作成主体　福岡市国家戦略特別区域会議

二　国家戦略特別区域の名称　福岡市　グローバル創業・雇用創出特区

三　当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする特定事業　国家戦略道路占用事業

○宮内庁告示第十三号

天皇皇后両陛下は、奈良県において開催される第三十四回全国豊かな海づくり大会に御臨席、併せて地方事情を御視察のため、十一月十五日から同月十七日まで同県へ行幸啓になる。

平成二十六年十月十六日

宮内庁長官　風岡　典之

○消防庁告示第二十四号

消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号)第二十五条第三項第一号の規定に基づき、火災通報装置の基準(平成八年消防庁告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月十六日

消防庁長官　坂本　森男

第二第一号中「操作すること」の下に「又は自動火災報知設備の感知器の作動と連動すること」を加え、同号の次に次の一号を加える。

一の二　特定火災通報装置　スピーカー及びマイクを用いて、送受話器を取り上げることなく通話ができる機能(以下「ハンズフリー通話機能」という。)を有する火災通報装置のうち、消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)別表第一(六)項イ(1)から(3)まで及びロに掲げる防火対象物で、延べ面積が五百平方メートル未満のものに設けるものをいう。